

## 第 2 回農業委員会総会議事録

日 時 令和 4 年 2 月 2 8 日 (月) 午後 1 時 3 0 分～

会 場 綾町有機農業開発センター 2 階会議室

出席者 農業委員 ・ 谷上政広・上村正行・徳弘孝一  
・ 中原孝夫・中原重文・海江田兼光  
・ 紙屋茂人・押田和義・園田真理子

事 務 局 ・ 児玉・入船・藤島

議 題 議案第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認の件

議 題 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認の件

議 題 議案第 7 号 農用地利用集積計画承認の件 (所有権移転・利用権設定関係)

議 題 議案第 8 号 農地法の適用を受けない土地の証明の件

議 題 議案第 9 号 非農地判断関係

その他

事務局	ただ今から、第2回農業委員会総会を開会いたします。
会 長	<p>会長あいさつ（省略）</p> <p>では、議案審議に入ります前に議事録署名委員を徳弘委員と中原孝夫委員へお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p> <p>議案第5号の農地法第3条の規定による許可申請承認の件の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1 番</p> <p>（譲渡人）○○○</p> <p>（譲受人）△△△</p> <p>（申請地）綾町大字北俣字八町・・・ 田 907 m<sup>2</sup></p> <p>（申請理由）所有権移転</p> <p>（対 価）■■■円</p> <p>2 番</p> <p>（譲渡人）○○○</p> <p>（譲受人）△△△</p> <p>（申請地）綾町大字北俣字北別府・・・ 畑 561 m<sup>2</sup></p> <p>（申請理由）所有権移転</p> <p>（対 価）■■■円</p>
会長	<p>以上のようなので、何か意見はありますか。</p> <p>無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成で許可することに決定いたします。</p> <p>次の案件をお願いします。</p>
事務局	議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件の説明です。

	<p>1 番  (譲渡人) ○○○  (譲受人) △△△  (申請地) 綾町大字南俣字坂下・・・ 田 1,081 m<sup>2</sup>  一部 281 m<sup>2</sup>  (申請理由) 一般個人住宅用地</p> <p>2 番  (譲渡人) ○○○  (譲受人) △△△  (申請地) 綾町大字北俣字麓・・・ 田 271 m<sup>2</sup>  (申請理由) 一般個人住宅用地</p> <p>会長  以上のようなのですが、何か意見はありますか。  無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)  全員賛成で許可することに決定いたします。  次の案件をお願いします。</p> <p>事務局  議案第7号 農用地利用集積計画承認の件(所有権移転・利用権設定関係)です。</p> <p>1 番  (譲渡人) ○○○  (譲受人) △△△  (申請地) 綾町大字北俣字鳥巣・・・ 田 987 m<sup>2</sup>  〃 外1筆 合計 2,788 m<sup>2</sup>  (申請理由) 農地売買等事業(一時貸付の売渡し)  (対価) ■■■円/10a ■■■円  5年前に農地売買等事業の方で○○○が取得したものを一時貸付ということで借りておりましたが今回5年が経過するということで売渡しということになっております。</p>
--	---

2番

(貸 人) ○○○

(借 人) △△△

(申 請 地) 綾町大字北俣字北別府・・・ 畑 2,123 m<sup>2</sup>

(申請理由) 農地中間管理事業

(賃 借 料) ■■■■円/10a ■■■■円

(賃借期間) R4.4. 1～R14.03. 31

この農地を▲▲▲が借り受けます。

3番

(貸 人) ○○○

(借 人) △△△

(申 請 地) 綾町大字南俣字草萩・・・ 畑 1,792 m<sup>2</sup>

(申請理由) 農地中間管理事業

(賃 借 料) ■■■■円/10a ■■■■円

(賃借期間) R4.4. 1～R14.03. 31

この農地を▲▲▲が借り受けます。

4番

(貸 人) ○○○

(借 人) △△△

(申 請 地) 綾町大字北俣字竹野・・・ 畑 1,558 m<sup>2</sup>

(申請理由) 農地中間管理事業

(賃 借 料) ■■■■円/10a ■■■■円

(賃借期間) R4.4. 1～R14.03. 31

この農地を▲▲▲が借り受けます。

5番

(貸 人) ○○○

(借 人) △△△

(申 請 地) 綾町大字南俣字柿ヶ野・・・ 畑 1,488 m<sup>2</sup>

(申請理由) 農地中間管理事業

(賃 借 料) ■■■■円/10a ■■■■円

(賃借期間) R4.4. 1～R14.03. 31

この農地を▲▲▲が借り受けます。

	<p>6 番  (貸 人) ○○○  (借 人) △△△  (申 請 地) 綾町大字北俣字川窪・・・ 田 1,724 m<sup>2</sup>  (申請理由) 農地中間管理事業  (賃 借 料) ■■■■円/10a ■■■■円  (賃借期間) R4.4. 1～R14.03. 31  この農地を▲▲▲が借り受けます。</p>
会 長	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。  無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)  全員賛成で許可することに決定いたします。  次の案件をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 8 号 農地法の適用を受けない土地の証明の件です。</p>
	<p>1 番  (申 請 者) ○○○  (申 請 地) 綾町大字北俣字竹野前畑・・・ 畑 773 m<sup>2</sup>  (申請理由) 長期間、山林化しており復元困難な土地</p>
会 長	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。  無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)  全員賛成で許可することに決定いたします。  次の案件をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 9 号 農地に該当するか否かの判断についての件です。  (説明省略)</p>

会 長	以上のようなのですが、何か意見はありますか。
徳弘委員	非農地にするときに農振がかぶっていたときはどうするのか。
事務局	農振地であった場合は、農業委員会で非農地判断をしても農振法に基づき手続きを行わない限りは農振地のままである事を所有者に説明します。
会 長	以上のようなのですが、何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。  (全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。  以上で、すべての議案審議が終了しました。
事務局	次回の総会は、3月28日(月)13時30分から開会します。 よろしくお願いいたします。
会 長	本日の総会はこれをもって閉会いたします。

この議事録は、令和4年2月28日開会の第2回農業委員会総会議事録に相違ありません。

会 長 谷上 政広

議事録署名委員 徳弘 孝一

議事録署名委員 中原 孝夫